

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-35)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策					
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下、「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。					
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な被害を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	700	696	706	713
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	700	696	706	—
執行額(百万円)	603	589	605	—		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		173日	115日	116日	106日	98日	96日	120日	
	年度ごとの目標値	—	140日	120日	120日	120日	120日	—	—
	2. 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の進捗	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度	○
		—	—	—	1,928人に対して、保健指導やCT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	1,936人に対して、保健指導やCT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	2,165人に対して、保健指導やCT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	健康管理の事業化等を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行う。	
	年度ごとの目標	—	—	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	—	—	
	3. 石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗	—	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		—	平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、石綿健康被害救済制度(以下、「石綿救済制度」という。)の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じた。					33年度	○
—	—					報告書に沿った必要な調査や措置の実施	—		

評価結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数を、平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定していたところ。その後、事務手続の効率化などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。これを受けて、また、今後申請者が増加することが予想されることも踏まえ、平成26年度は目標値を120日に設定し、同年度は116日、平成27年度は106日、平成28年度は98日、平成29年度は96日と目標を達成した。これらの取組により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、平成29年度末までに12,886件(平成28年度末:11,935件)が認定され、被害者及び遺族の迅速な救済は着実に進んでいる。</li> <li>・石綿ばく露による健康被害の可能性のある方について、健康管理の在り方を検討するため、試行調査を実施。この中で、保健指導やCT検査等を実施することを通じて、既存の検診事業との連携、人員・施設等の確保、調査参加者、調査対象地域、検査内容、結果の通知方法、保健指導等に関する課題を抽出した。また、保健指導を円滑に実施するため、保健指導マニュアルを作成した。</li> <li>・平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」において示された取組課題を踏まえ、以下を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被包化胸水を、石綿健康被害救済制度の対象となる石綿による著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚として取り扱うことができるよう「医学的判定に係る資料に関する留意事項」を改正し、HP等により周知を図った。</li> <li>○石綿健康被害救済制度の被認定者の介護等の実態を把握するための調査を実施し、925名の被認定者の協力により、入通院や介護の状況の実態を把握するための情報を収集した。</li> <li>○石綿肺がんの特化したリーフレットを作成し、医療従事者向けに周知を図った。</li> </ul> </li> </ul>				
	<p>施策の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①石綿健康被害の認定業務については、平成28年・平成29年度は平均処理日数100日以内となっている。</li> <li>②平成27年度から石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を実施し、29年度まで延べ6,029人に対し、保健指導やCT検査等を行い、健康管理の実務的な課題を抽出しているところ。</li> <li>③石綿健康被害救済小委員会報告書を踏まえ実施した、石綿健康被害救済制度の被認定者の介護等に関する実態調査については、入通院や介護の状況の実態を把握するための情報を収集することができた。さらに検討が必要な事項について分析を実施していく。</li> </ul>				
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①石綿法に基づく認定業務については、引き続き着実に実施する。</li> <li>②石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を引き続き着実に実施し、平成32年度以降の健康管理の在り方を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策について検討を実施していく。</li> <li>③石綿健康被害救済小委員会報告書を踏まえ、被認定者の介護等に関する実態調査に係る分析を実施するとともに、引き続き石綿救済制度の運用に必要な調査や制度周知等の措置を実施・検討していく。</li> </ul> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿健康被害の認定業務の測定指標として、申請から認定不認定の決定までの平均処理日数を引き続き用いる。</li> <li>・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査では、平成32年度以降の健康管理の在り方を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行うことを測定指標とする。</li> <li>・石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗として、報告書に示された今後の方向性に沿った調査等の措置を速やかに講じていくことを測定指標とする。</li> </ul>				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿ばく露者の健康管理に関する検討会において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいているところ。</li> <li>・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において、平成28年12月に石綿健康被害救済法の施行状況及び今後の報告性について報告書を取りまとめたところ。</li> </ul>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期・第2期における石綿の健康リスク調査の主な結果と考察について(石綿の健康影響に関する検討会報告書(平成28年3月))</li> <li>・石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について(石綿健康被害救済小委員会(平成28年12月))</li> </ul>				
<p>担当部局名</p>	<p>石綿健康被害対策室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>石綿健康被害対策室 長 岩崎 容子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年6月</p>